（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３条第１項 |
| 許認可等の種類 | 液化石油ガス販売事業者の登録 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第４条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第２９条第１項 |
| 許認可等の種類 | 保安機関の認定 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第３０条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３２条第１項 |
| 許認可等の種類 | 保安機関の認定の更新 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第３４条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３３条第１項 |
| 許認可等の種類 | 保安機関の一般消費者等の数の増加の認可 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第３５条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３５条第１項 |
| 許認可等の種類 | 保安機関の保安業務規程の制定の認可 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第３９条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３５条第１項 |
| 許認可等の種類 | 保安機関の保安業務規程の変更の認可 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第３９条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３５条の６第１項 |
| 許認可等の種類 | 認定液化石油ガス販売事業者の認定 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第４７条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３６条第１項 |
| 許認可等の種類 | 貯蔵施設、特定供給設備の設置の許可 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第５１条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３７条の２第１項 |
| 許認可等の種類 | 貯蔵施設、特定供給設備の変更の許可 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第５６条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３７条の３第１項 |
| 許認可等の種類 | 貯蔵施設、特定供給設備の完成検査 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第５９条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３７条の４第１項 |
| 許認可等の種類 | 充てん設備の許可 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第６３条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３７条の４第３項 |
| 許認可等の種類 | 充てん設備の変更許可 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第６５条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３７条の４第４項 |
| 許認可等の種類 | 充てん設備の完成検査 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第６８条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２７日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３７条の６第１項 |
| 許認可等の種類 | 充てん設備の保安検査 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第８１条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２７日　（注：休日は含まない。）<br>（ただし、保安検査申請から保安検査を受ける必要がある日までの期間が６０日から２８日の間である場合はその期間とする。）<br><br>経由機関　　日　（　　）<br><br>協議機関　　日　（　　）<br><br>処分機関　　６０日　（総合振興局等　　）<br>（ただし、保安検査申請から保安検査を受ける必要がある日までの期間が６０日から２８日の間である場合はその期間とする。） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）<br>保安検査申請が早期にあった場合、次回の保安検査が必要となるまでの期間が短縮され、事業者が不利益を被る不都合があったが、ただし書きで標準処理期間を延長することにより、それを解消した。 |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３８条の４第１項 |
| 許認可等の種類 | 液化石油ガス設備士免状の交付等 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第９５条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　１４日　（高圧ガス保安協会　　）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　日　（　　） |
| 処分担当課 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 申　請　先 | 高圧ガス保安協会<br>（電話番号：０３－３４３６－６１０６） |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | 平成１４年度から免状交付業務を高圧ガス保安協会に委託<br>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |

（別表１）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２６年１０月１日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律<br>（昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） |
| 根拠条項 | 第３８条の４第２項第３号 |
| 許認可等の種類 | 液化石油ガス設備士の認定 |
| 法令の定め | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則<br>（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）第９４条等 |
| 審査基準 | 法令に基準が定められている。 |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　２０日　（注：休日は含まない。）<br>経由機関　　日　（　　）<br>協議機関　　日　（　　）<br>処分機関　　２０日　（総合振興局等　　） |
| 処分担当課 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 申　請　先 | 各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係<br>小樽商工労働事務所 |
| 問い合わせ先 | 経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ<br>（電話番号：０１１－２０４－５３２１） |
| 備　　考 | （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm） |